

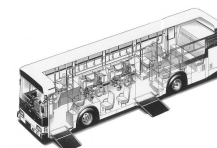
バス事業者やタクシー事業者が導入する バリアフリー車両に対する特例措置(バリアフリー減税)

ノンステップバス、リフト付きバス及びユニバーサルデザインタクシーを一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行に限る)、**一般貸切旅客自動車運送事業及び一般乗用旅客自動車運送事業**に導入する場合、以下の特例措置が受けられます。

対象事業	対象車両	自動車重量税 (令和6年3月31日までの間に新車に係る新規検査を受ける車両)	自動車税(環境性能割) (令和5年3月31日までの間に新車に係る新規登録を受ける車両)
一般乗合旅客 自動車運送事業 (路線定期運行に限る) (道路運送法第21条の 許可事業を除く)	ノンステップバス	構造・設備基準に適合した車両の初回分を 免税	構造・設備基準に適合した車両の取得価額から 1,000万円 を控除
	リフト付きバス (乗車定員30人以上)		構造・設備基準に適合した車両の取得価額から 650万円 を控除
	上記のうち 空港アクセスバス (一般乗合旅客自動車運送事業(路線定期運行に限る))		構造・設備基準に適合した車両の取得価額から 800万円 を控除
	リフト付きバス (乗車定員30人未満)		構造・設備基準に適合した車両の取得価額から 200万円 を控除
一般貸切旅客 自動車運送事業			
一般乗用旅客 自動車運送事業	ユニバーサルデザインタクシー (UDタクシー)	標準仕様ユニバーサルデザインタクシーとして 国に認定された車両の初回分を 免税	標準仕様ユニバーサルデザインタクシーとして 国に認定された車両の取得価額から 100万円 を控除

特例措置を受けるために必要な書類等

- 新車新規登録時に**対象車両であることを証明する書類**が必要になります。
※対象となる車両については、各自動車メーカー又は販売店へお問い合わせください。
- 対象車両がエコカー減税の対象車両でもある場合
 - ・自動車重量税：エコカー減税の免税対象車両以外は、バリアフリー減税が適用されて免税になります。
 - ※自動車税(環境性能割)については、各都道府県税窓口へお問い合わせください。



【ノンステップバス】



【リフト付きバス】
(乗車定員30人以上)



【UDタクシー】

◎ 対象車両の自動車検査証の備考欄には、「ノンステップバス」、「リフト付きバス」、「リフト付きバス(空港アクセスバス)」又は「認定ユニバーサルデザインタクシー」と記載されます。